

九月二十七に会社より獲得同盟ヲ通ジ同一案件ノ下ニ爭議解決ヲ勧誘シタモ防衛野手因例ハ五ヲ拒絶シ猶抗爭中ナリ  
要求事項

一 不掛債入金ノ諸手當支給

解決事項 (覚書ノ二)

一 会社ハ従業員ノ解散手當トシテ金四四六八萬ヲ支給スルコト  
一 従業員ハ右金額支領ノ上ハ撮影所ヲ解散スルコト  
一 従業員ハ今後ハ会社ト無関係ナルコト

(覚書ノ二)

一 金五千萬ハマキ子都撮影所従業員解散手當トシテ給ス  
一 亦金額ハ本撮影所残留員全部ニ付スルキ事至五ナリ  
一 右手當金ノ分配ニ当リ左ノ基準事項ヲ附ス  
(1) 平等分配 (2) 退社セシモノ残留員ト認メズ 外ニ項

群馬労働組合  
群馬労働組合  
ハ(一)ハ(一)

労働者 九六名

参加者 全員

賃銀問題ヨリ端ヲ發シタル本爭議ハ参加工場二十九ヲ算スルニ至リ八月一日ヨリ休業ヲ断行兩来抗争ヲ続ケ来リシガ總評議会會ノ應援指導モアリ、又所轄署長ノ斡旋ニ依リ八月十二日別記条件ニテ圓滿

解決

要求事項

一 最低賃銀ノ制定

解決事項

賃銀問題 一 関シテハ直接工場主ト職工間ニ於テ妥